

## 『神戸市民時報』にみる防空活動と町内会隣保組織の実態

岸本 くるみ

### 1. はじめに

本稿は、神戸市が第二次世界大戦時期の4年余りの期間に発行した広報紙『神戸市民時報』に着目して、当時の市民生活における防空活動と町内会・隣保等の組織の実態を明らかにするものである。

神戸市においては、市民による第二次世界大戦の記録と記憶をめぐる複数の継承活動が続けられている。それらの代表的な成果には、1971(昭和46)年より長年にわたり神戸空襲に関する体験談や資料を収集してきた「神戸空襲を記録する会」が発行した書籍や報告書<sup>1)</sup>、2012(平成24)年より「神戸平和マップをつくる会」が作成した戦災モニュメント等を掲載した地図<sup>2)</sup>、2017(平成29)～2022(令和4)年に「神戸の戦争孤児の記録を残す会」が証言を集めた冊子<sup>3)</sup>などがある。紙媒体として記録を残す活動だけでなく、慰霊祭や語り部講演会の開催など、神戸における戦争・空襲の記憶を伝える活動が続いている。また、神戸市は戦災関連資料や体験談の収集、夏期に資料展示も行っている。

戦時下神戸の防空に関する研究には、当時の神戸市による民防空体制の構築と防空意識の啓発について『神戸市民時報』等から読み解き、それらが空襲時に機能したかを戦略爆撃調査団が分析・評価した報告を用いて論じた洲脇一郎による成果<sup>4)</sup>がある。ここでは、主に『神戸市民時報』の記事の内容から、国が「防空思想」

と表現した<sup>5)</sup>防空意識教化についての神戸市の発信と、それを受けた市民が町内会隣保組織で行った防空活動について取り上げた。戦略爆撃調査団の報告から啓発された防空体制では空襲被害を防げず、「民防空の壊滅」であったと結論づけた。

本稿では、これらの防空活動の成果や評価を踏まえ、2章では戦時下の神戸市における広報紙『神戸市民時報』発行の背景を国家の動向との関係から解説し、その役割や発行の状況を明らかにする。3章では同紙面における防空啓発の具体的内容を記事内容から分類し、防空法の改正やそれに伴い内務省防空局が発行した『時局防空必携』と照合することによって、防空法が定めた防空活動の各分類の側面から、実際の防空関連情報発信の傾向を分析する。4章では防空活動を行う組織であった町内会隣保組織の成立と変容に着目し、町内会隣保組織の「常会」における『神戸市民時報』活用の実態を、同紙面の悉皆調査と当時の防空書や神戸市公文書から検討し、市と市民をつないだ『神戸市民時報』が果たした機能について考察する。

### 2. 主資料の解説

#### 2-1 『神戸市民時報』の成立

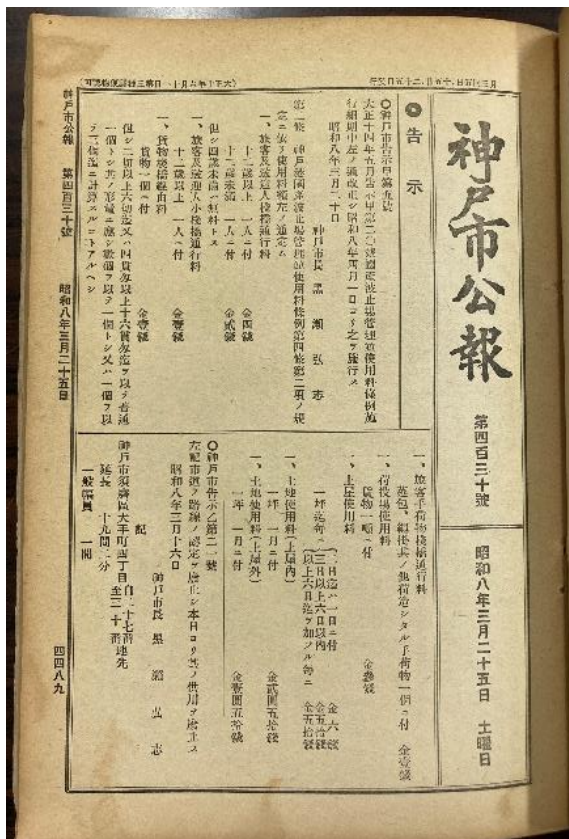
内閣印刷局は1883(明治16)年7月2日より発行された『官報』の雑報欄を充実、拡大させ、1936(昭和11)年10月14日より『週報』(全452号：～1945(昭和20)年8月

29日)を発行した。この流れにおいて、神戸市総務局は1941(昭和16)年8月11日より『神戸市民時報』(全184号:~1945(昭和20)年10月25日)を発行する。

『週報』は、「官報附録別刷 週報」<sup>6)</sup>として発行された際に国からの発信を「一般の国民に徹底普及」<sup>7)</sup>することを目的に掲げた。土屋内閣印刷局長は「国政一般並に各種法令の内容等を、国民及び、各官公衛等に周知徹底せしむること」<sup>8)</sup>と述べ、1936(昭和11)年5月に内閣に設置された情報委員会<sup>9)</sup>が各省部局の提供資料を編集したものであると説明した。神戸市総務局の発行した『神戸市民時報』には、『週報』の内容を転載した記事が何度も見られる。なお、記事の転載には出典を明記した上で、発行物を情報局週報課宛に三部送ることとされ、管理されていた。『週報』は『官報』購読者に無料配布されたほか、定価1部5銭で販売も行われていた。

また、『週報』創刊の翌年度には、より大衆向けの発信を目的とした『写真週報』(全375号:1938(昭和13)年2月16日~1945(昭和20)年7月21日)が内閣情報部から発行された。創刊号では「週報が国策のパンフレットなら、写真週報は国策のグラフともいべき姉妹誌」と紹介されており、「官民各種写真関係者」から応募された写真を内閣情報部(以前の情報委員会)が編集して誌面が構成された。1938(昭和13)年2月23日付第2号以降は、「写真応募規定」を掲載し、「本誌は『写真報国』の一助のもと考え、出来るだけ開放し諸君のカメラを動員し、優秀な技術を待っている」<sup>10)</sup>と市民にも写真提供を呼びかけた。『写真週報』の定価は1部10銭であった。このように市民へ向けてより迅速かつ密な情報発信を行うため『官報』から『週報』が誕生した。

それと同様に、第二次世界大戦下の神戸市では『神戸市公報』に代わって『神戸市民時報』



【図1】刷新前の『神戸市公報』(昭和8年3月25日)と刷新後の『神戸市公報』(昭和8年4月5日)

が発行された。『神戸市公報』は、条例・告示・規程・任免辞令などを官報式に発信するもので、1921（大正10）年4月5日の創刊以降、月3回の発行と定められた。これは、1941（昭和16）年7月25日の第721号をもって一時廃刊となり、『神戸市民時報』に統合された。廃刊について同号では、高度国防国家体制確立の指針に従って1940（昭和15）年に行われた町内会組織の整備を挙げ、戦時市民生活の刷新向上に資するために公報から時報へ変更すると記されている。『神戸市民時報』が廃刊となった翌月の1945（昭和20）年11月15日に『神戸市公報』は復刊し、現在も発行は続いており、紙媒体ではなく神戸市HP上にデジタルデータで公開されている。

発行からしばらくの『神戸市公報』は、内容もレイアウトも官報式の紙面であった。しかし、1933（昭和8）年4月から紙面を刷新し、「旬間ニュース」や「区役所だより」などの市民向けの記事を掲載するようになった【図1】。昭和15年の町内会組織整備以降に一度、「町内会だより」欄を設けて町内会の活動が紹介され、『神戸市民時報』にも受け継がれた。

## 2-2 『神戸市民時報』の役割

1941（昭和16）年7月30日付の『週報』第251号に「さあ常会を開きましょう—これを手引にして下さい」という記事が掲載された。以降、『週報』の毎月最終号に「常会の頁」を設け、常会で話し合うべき徹底事項、各地の模範的な常会を取り上げて紹介する「各地に常会を見る」などの掲載する旨が書かれた。

翌8月2日に神戸市は「神戸市民時報発行規程」【資料1】及び「神戸市民時報発行事務取扱規程」【資料2】を施行、『週報』の常会徹底事項を掲載する『神戸市民時報』を総務局から発行開始した。「神戸市民時報発行規程」に

は、発行の目的として①市政を一般市民に周知する、②下部組織の指導育成の資料とする、③それによって市民生活の刷新向上に資する、の3点が挙げられた。

1941（昭和16）年8月11日付の第1号から市民の声に答える欄が用いられ、その後も町内会の活動紹介、漫画や写真が使用された紙面【図2】から市民に向けて情報をわかりやすく伝えようとする工夫が読み取れる。

『神戸市公報』の主な内容であった条例・告示・訓令・任免及辞令・献金寄附などは、本紙に掲載されたこともあったが『神戸市民時報附録』『神戸市民時報号外』として別途発行された。なお、号外は70号以上発行されており、1941（昭和16）年12月8日の米英両国に対する宣戦の大詔を伝えた「告諭第二号」【図3】や、1943（昭和18）年7月22日「防空待避所を速に整備しましょう」など、緊急性の高い内容を伝えたものもあった。

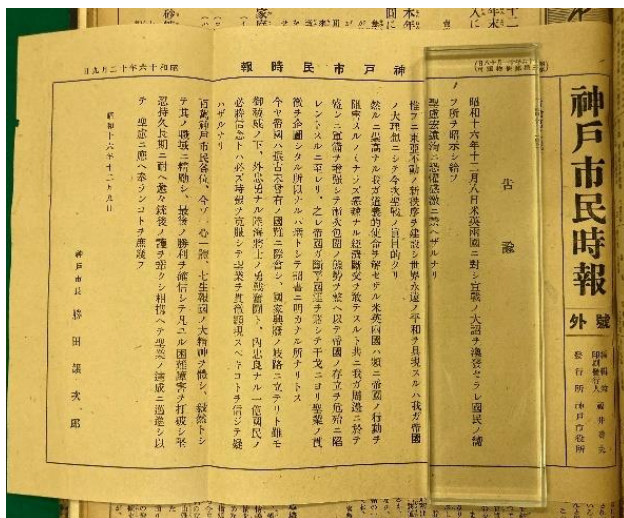


【図2】『神戸市民時報』第4号  
（昭和16年9月11日）

『神戸市民時報』の紙面は基本 4 頁で構成され、一面には回覧用の捺印欄と「隣保回覧板」「月の常会資料」「常会徹底事項」などの項目があり、回報の役割を果たしていたことが『神戸市公報』の明確な違いである【図 4】。『週報』の発信内容を神戸市が『神戸市民時報』に掲載し、市内の町内会隣保組織に配布し、常会と回覧によって各戸にその内容が徹底された。

このような動きは他都市にもあり、東京市では 1939 (昭和 14) 年に冊子『市政週報』を創刊し、さらに「広く市民一般へ周知させなければならない事項をまとめて編集」<sup>11)</sup>した一枚ものの『東京市隣組回報』も発行していた<sup>12)</sup>。また、東京市では隣組回覧板として板に回報をつけて配布し、広告ビラなどに紛れ込むことを避け、どの世帯にも行き渡らせるよう工夫されていた。それでも途中の紛失や停滞によって配給の知らせなどが間に合わないこともあるため、町内会の常会で一堂に会した際に内容を確認することが重要とされた<sup>13)</sup>。回覧板は常会開催に至るまでの過渡的な使用を目的に作られ、その後も隣保内で周知事項を伝えるものとして残った。現在も、町内会や自治会発信の連絡事項、地域イベントのお知らせなどを居住者に伝える媒体として回覧は使用されている。

『神戸市民時報』第 1 号巻頭「創刊に際し



【図 3】『神戸市民時報号外』(昭和 16 年 12 月 9 日)

て」において、第 8 代市長 勝田銀次郎は「幸いにこのたび隣保町内会の出来ましたのを好機として」『神戸市公報』に替わる『神戸市民時報』の創刊号を全市の隣保に届けたことを述べた。

『神戸市民時報』の発行費用には、1941 (昭和 16) 年度神戸市歳入出予算の市役所費第五項で 35,635 円が計上された<sup>14)</sup>。同誌の「編集室から」の欄を見ると、第 1 号以降も毎号隣保に配布されたこと、購入希望の場合は別途配達されたことが読み取れる。定価は 1 部 3 銭、1 年分を前納する場合は 1 円であったが、時局の変化によって旬刊から週刊への変更や休刊も挟み、配達ができない時期もあった。

### 2-3 『神戸市民時報』の発行

『神戸市民時報』は毎月 1・11・21 日の 3 回の旬刊で始まり、1942 (昭和 17) 年 5 月



【図 4】「周知事項」と「捺印欄」  
『神戸市民時報』第 48 号 (昭和 17 年 10 月 10 日)

30日付の第29号からは、配給などの必須事項をできるだけ早く伝えるために毎週土曜日発行に変更された。

しかし、戦時下での印刷用紙と労力不足を理由に、1944（昭和19）年12月末号を休刊、1945（昭和20）年1月発行の新年号（第163号）からは毎月5・15・25日の旬刊に戻った。

1945（昭和20）年3月下旬、4月上・中旬、6月中・下旬は都合により休刊しているが、これは3月17日、6月15日の米軍による大規模爆撃によって神戸市内の空襲被害が大きく発行が困難であったためと推察される。休刊の合間に出版された1945（昭和20）年4月25日付の第171号「編集室より」の欄には、「本号より戦時版として体裁を変えました、これは発行部数の減少により従来如く隣保一部宛の回覧が出来兼ねるので組単位で回覧して戴くか、或は掲示板に貼布して戴くかになると思いますので活字を大きく致しました」とある【図5】。同号以降は一面から捺印欄がなくなり、4頁を基本とした紙面を一枚もの両面印刷（2頁）での発行となった。また、個別購入者への配布も中止され、希望者は「市役所内総務局総務課市民時報係」まで取りに行くよう案内された。

その後、1945（昭和20）年8月15日付の第180号は作成されたが配布を差控えられた。「国民義勇隊と義勇戦闘隊」「一億皆総兵」<sup>15)</sup>などの見出しが終戦後の市民生活にそぐわなくなったためだろう。同年8月下旬、9月上・中旬は休刊、9月25日に同第181号が発行され、巻頭には「神戸市民に告ぐ」として終戦時点の中井一夫市長の言葉が掲載された。以降も1945（昭和20）年10月25日付の第184号まで発行

されたが、内容は学童疎開していた子どもたちの帰宅、衣料疎開していた現品の返却、罹災証明の手続き方法や応急簡易住宅の斡旋情報など、生活復興に関するものであった。終戦から2か月余りの内容からは、防空活動をはじめとした戦時下の市民生活の核をなした戦争への備えが終戦を境に必要でなくなったことが明らかである。なお、同号では廃刊について触れられておらず、最後の号外は翌11月4日に発行された。1945（昭和20）年11月15日付の『神戸市公報』の復刊第1号には、「再建日本の港都に飛躍すべく、神戸市民時報を廃して新に「神戸市公報」として誕生、市政の報道機関紙として役所と市民の緊密な連携を保つよう、新構想のもとに発足することになりました」と記載があり、『神戸市民時報』は第184号をもって終わりを迎えたことがわかる。



【図5】『神戸市民時報』第171号（昭和20年4月25日）

【表1】『時局防空必携』目次より1943（昭和18）年改定前後の比較

1941（昭和16）年発行	1943（昭和18）年改訂
はしがき	はしがき
第一 空襲判断	第一 どんな空襲を受けるか
一、空襲は必ず受ける	一、空襲の目標
二、空襲目標	二、空襲の時刻
三、空襲の時刻	三、空襲の程度
四、空襲の機数及回数	四、投下弾
五、空襲の高度	—
六、投下弾の種類	—
七、隣組には何発中るか	—
八、空襲の実害	—
九、空襲の被害	—
第二 軍防空と民防空との関係	第二 防空とは
—	第三 防空の組織
第三 民防空	第四 家庭、隣組の防空
其の一 防空精神	その一 ふだんの準備
其の二 ふだんの準備	その二 警戒警報が発令されたら
一、家庭	その三 空襲警報が発令されたら
二、隣組	その四 敵機が来たら
三、計画	その五 焼夷弾が落ちたら
四、訓練	その六 火災になったら
其の三 防空実施が発令されたら	その七 爆弾が落ちたら
一、家庭	その八 毒ガス弾が落ちたら
二、隣組長	その九 死傷者が出来たら
三、計画の点検及び訓練	その十 空襲警報が解除されたら
其の四 警戒警報が発令されたら	—
一、家庭	—
二、隣組長	—
其の五 空襲警報が発令されたら	—
一、家庭	—
二、隣組長	—
其の六 敵機が来たら	—
其の七 焼夷弾が落ちたら	—

1941（昭和16）年発行	1943（昭和18）年改訂
一、防護監視員	—
二、焼夷弾の落ちた家庭	—
三、隣組	—
其の八 火災になったら	—
其の九 付近に火災が起こったら	—
其の十 路上を通行の場合	—
其の十一 毒瓦斯弾が落ちたら	—
其の十二 空襲警報が解除されたら	—
第四 学校、工場及病産院の防空	第五 学校、工場、銀行、会社、病・産院、興行場、集会、百貨店等に対する一般の心得
一、学校	一 学校
二、工場	二 工場
三、病産院	三 銀行、会社等
—	四 病・産院
—	五 興行場、集会、百貨店等
第五 空襲下の日常生活	第六 その他
一、銀行その他の金融機関	一 路上通行者
二、郵便、貯金、電信、電話、電気	二 鉄道、船舶等
三、鉄道、船舶	三 食料
四、集会場、劇場、映画館、百貨店	四 飲料水
五、食料	五 郵便、貯金、電信、電話、電気、ガス
六、飲料水	六 銀行その他金融機関
七、罪と罰	七 空襲による被害の救済と保険
—	八 防諜
—	九 罪と罰
付表	付表
第一 警報伝達一覧表	第一 警報伝達一覧表
第二 各種焼夷弾効力判定表	第二 各種焼夷弾効力判定表
第三 爆弾効力判定表	第三 爆弾効力判定表

### 3. 『神戸市民時報』にみる「防空」の啓発

本章では、「防空」について市民に伝えた『神戸市民時報』に、具体的にいかなる記事が掲載されたのかを分析する。

市民にとって「防空」とは、1937(昭和12)年4月に公布、10月に施行された防空法の第一条にある通り、「陸海軍以外の者の行う灯火管制、消防、防毒、避難及救護並に此等に関し必要なる監視、通信及警報」<sup>16)</sup>を意味した。

1941(昭和16)年の同法改正では「防空の範囲の拡張」として偽装、防火、防弾、応急復旧の4つの内容が追加された。防火の内容には防火改修が含まれたほか、事前退去の禁止制限と応急消火の義務が加えられた。事前退去の禁止制限とは、内務大臣が一定の区域に対し居住者が空襲に遭う前に自宅から退去することを禁止または制限することができるものである。応急消火の義務は、火災が発生時その場に居合わせた者に課せられることとした。事前退去した者、応急消火をしなかった者は罰せられることが法に定められた。免除されるのは、防空の実施に従事できない者(7歳未満または70歳以上の者、妊婦、傷病者等)であり、疎開の対象者でもあった<sup>17)</sup>。

1943(昭和18)年の同法改正では「防空業務の範囲拡張」として、分散疎開、非常用物資の配給、入市制限、防空施設整備のための土地家屋の強制収用なども追加された<sup>18)</sup>。

1941(昭和16)年同法改正後、同年12月に各省、企画院、防衛総司令部が制作、財団法人大日本防空協会が発行した『時局防空必携』によると、防空は軍の行う軍防空と一般官民の行う民防空とに分けられていた。軍防空は高射砲などで敵機を撃ち落とすものであり、そこから漏れた敵機による爆撃被害を最小限度に食い止めることが民防空で行われるべきこととされ、空襲時に行動すべきことや備える物など

の具体例が示された。なお、前述した『時局防空必携』もまた同法改正に伴い改訂されており、1943(昭和18)年に内務省防空局から『昭和十八年改訂 時局防空必携解説』が発行された。改訂版では、防空監視、警戒警報や空襲警報を伝える、灯火管制、偽装、防火、負傷者の手当、建物等の修理、その他の各種準備を整えて空襲の被害をできるだけ少なくすることであると、「陸海軍の行う防衛に即応して行われる」防空活動の内容が明確に示された。

『神戸市民時報』全184号を対象に、防空に関する記事見出しとキーワードを抽出し、防空法が定めた防空活動の内容に即した、灯火管制、消防、防毒、避難、救護並びにこれらに必要な監視、通信・警報、偽装、防火、防弾、応急復旧の10区分に分類した【表2】。なお、1943(昭和18)年の改正によって追加された防空の範囲については『神戸市民時報』が発行時期の後半にあたるため、区分として設置していない。また、記事に複数の要素がある場合は、複数の区分に加算した。

防空関連記事を分類したところ、対象となった400件のうち、多い順に避難(19%)、防火(18%)、防弾(15%)の3区分となり、全体の半数以上を占めた。

記事数が最も多かった「避難」は、緊急避難の方法や訓練、待避所の整備に関する内容であるが、現在の防災の場面で使われる避難とは異なる部分がある。1941(昭和16)年の防空法改正時に追加されたように、被災しないための事前退去は禁止であり、居合わせた者が応急消火することは義務であった。

各隣保や家庭で床下や屋外を掘り下げて作られた数人が入れる程度の空間を待避所あるいは待避壕と呼び、それは「防空活動者が空襲時に於て無益の損傷を避け積極的に活動能力

【表 2】『神戸市民時報』掲載の防空関連記事の分類

区分	記事 件数	主な内容（見出し）
避難	77	・防空待避所を一速に整備しましょう ・「疎開を行う都市に住む必要の少ない人々はこの際地方に移ることに就いて
防火	72	・町内会だより“防火”に子供隣組 謝礼もそのまま献金 ・防火改修は知事が指示します一家主も居住者も共に御協力を！！
防弾	61	・焼夷弾の種類と見分け方 ・紙類を貼ったガラスの強さは一和紙は最も効果的 ・備えよ 無警報の空襲 ロケット弾攻撃
通信・警報	53	・配給欄 空襲警報は配給も中止 ・空襲警報の信号方法が変りました
消防	43	・空襲と水道 時間給水の施設が配水操作に役立つ 日本一の消火用水道 ・水！水！！水！！！！ 貯水槽は完全ですか？—今一度見回ってください
救護・監視	22	・空襲時の人命救助は第一—お互に平素から工夫しましょう ・市に救護課新設—非常事態発生時の救護対策成る—
燈火管制	21	・スパイだ！！燈火管制を忘るな—敵性行為にならぬよう ・防空決戦（8） 燈火管制に言うルクスとは何か
防毒	16	・毒ガス攻撃を受けたら—防毒面の稽古は平素から ・毒ガス戦にも備える心
応急復旧	0	
偽装	0	
合計	400	—

を發揮せしめる為一次待避するもの」<sup>19)</sup>と位置づけられた。生命を守るために一時的に避難をするが、爆発から身を守った後には消火活動が課せられ、その場から避難することは許されなかった。なお、防空壕は防空活動に従事できない「要保護者の人命保護を主目的とし長時間収容する避難壕」<sup>20)</sup>として区別されていた。

次に多かった「防火」は、建物の防火改修や防火資材・設備の整備等である。後に続く「消防」は火災発生後の消火を目的とした一方で、「防火」は火災予防と延焼防止を意識したものとなっている。また、先述の防空法改定によって防火が強化され、翌年の1942（昭和17）

年4月には「防火改修規則」施行と「防空建築規則」の改正が行われ、耐火木材や防火塗料の使用、防空頭巾やモンペなどの防空用服装にも耐火液による薬品処理が推奨された。同年6月13日付の『神戸市民時報』第31号では、薬品処理により火災時に衣服に染み込ませる水の量を少なくすることができると記された。

「防弾」には、焼夷弾が着弾した際の対応方法や、焼夷弾についての解説などの言及が見られた。焼夷弾は油脂焼夷弾、黄燐焼夷弾、エレクトロン（テルミット）焼夷弾の種類別に特徴や威力、対処方法が掲載された。焼夷弾に対しても「必要なのは断乎たる決意の下、焼夷弾に向って突撃する勇猛心である」<sup>21)</sup>とされ、応急消火が義務であったことと同様に各戸での対応することが全体の被害を小さくするものと説かれていた。

「通信・警報」とは空襲警報の種類や警報発出時の対応に関すること、「消防」とは先述のように火災発生後の鎮火を目的とした訓練や、貯水槽などの消火用資材や設備整備が主な内容である。「救護・監視」は、救護所や救護訓練に関する記事のほか、火傷の手当の方法なども含む。「燈火管制」は、準備管制、警戒管制、空襲管制と三段階に対しての消灯や減光の解説のほか、電灯カバーの作り方も掲載された。

「防毒」は防毒面の使用方法や配給情報などの記事である。

「応急復旧」は損壊した建物等を修理し、対象や空襲被害を少なくすること、「偽装」は建物等にカムフラージュをして燈火管制と同様に敵機から逃れることを意味するが、紙面には該当記事がなかった。

これらの内容からは、当時の防空において最も重要なのは「各自が全力を挙げてその持場を守ること」<sup>22)</sup>であり、持場の最小単位は各家庭（世帯）とされたことが読み取れる。「戦争だ



から家を焼かれるぐらいな事は当然覚悟」<sup>23)</sup>をした上で、日本の中の持場である家庭を守ることが重視され、延焼を防ぎ被害を最小限にすることが命じられた。

また、家庭だけでなく隣保(隣組)や職場等、所属する組織において「防空責任者」<sup>24)</sup>の役を担う者はその場を守ることとされた。市町村には警防団という組織が置かれたのと同様に、会社や学校は特設防護団、家庭防空においては隣組(隣保)が自衛防空機関とされていた。内務省防空局『時局防空必携解説』には警報時や消火活動において、父、母、子どもそれぞれが担うべき役割や行動例が具体的に示されている。『神戸市民時報』でも同書の入手が推奨されたほか、内容を転載<sup>25)</sup>し解説する記事も複数回に亘り掲載された。

『神戸市民時報』全184号のうち、防空に関する区分に分類される記事がなかったのは36号あった。防空関連ではない記事の内容は、配給欄、空地を利用した農作物栽培や調理方法、保健検診や展示会、講演会等案内などの広報としてのお知らせ、出征に関する記事などである。紙面内容の割合からも、市民生活情報における「防空」の比重は大きく、戦時下の生活では防空活動が日常化し、空襲への危機感を常に要していたことがわかる。

#### 4-1 町内会隣保組織の成立

先に『神戸市民時報』は神戸市内の町内会隣保組織(隣保町内会組織、町会隣保協同体等さまざまな表現を踏まえ、本稿では町内会隣保組織とする)の回報であったと述べたが、1941(昭和16)年8月11日付『神戸市民時報』第1号で勝田市長が昨年末に市の町内会を組織したと記しているように、その組織が法的に整備されたのは1940(昭和15)年の内務省訓令十七号によるものだった。全国的に部落の

部落会・市街地の町内会の管制化が行われ、もともと地域に存在していた町内会等を整理・統合して新たに組織化し、市町村の下部組織と位置付けた<sup>26)</sup>。

神戸市においては、1940(昭和15)年12月に神戸市告諭第二号「神戸市町内会等設置規程」を施行し、「国民経済生活の地域的統制単位として統制経済の運用と国民生活の安定上必要なる機能を発揮する」<sup>27)</sup>ため、全市に町内会を発足させた。規程によると、町内会・部落会は、実行組織とするために区域を分けて概ね10戸以内を1隣保、3~5隣保を1組とし、その下部に置いた。1941(昭和16)年8月時点で、市内には1,424町内会、23,313隣保があった<sup>28)</sup>。

神戸市では、1931(昭和6)年に「神戸市区設置規程制定ノ件」が市会に提出され、8区制(灘・葺合・神戸・湊東・湊・湊西・林田・須磨)が施行されて区役所事務が行われていたが、1940(昭和15)年の規程施行以降は市区の下部組織として町内会・部落会が各種届出や納税などの取りまとめ事務を担当することとなった。町内会には貯蓄部、消費経済部、防衛部の3部が置かれた。貯蓄部は国民貯蓄や債券の購入の斡旋、消費経済部は生活必需物資の配給並に消費者と配給機関との連絡調整、防衛部は防空防護及関係官公署や各団体との連絡調整を行った。

#### 4-2 町内会隣保組織と常会

1940(昭和15)年12月に神戸市告諭第二号「神戸市町内会等設置規定」では、区、町内会連合会、町内会、隣保それぞれの常会を月1回以上開催することが定められた。

常会とは通常議会のことを示すが、ここでは区・町内会・隣保等の単位で定期的で開催される会議や集会のことである。町内常会は町内会

【表3】防空法と町内会隣保組織の動き

和暦	月	防空法関連	町内会隣保組織関連	神戸市民時報	
昭和6	2		「神戸市区設置規程制定ノ件」を市議会上に提出		
	9		神戸市内8区の区役所事務取扱開始		
9	3		兵庫県「衛生組合に関する規程(伝染病予防法施行細則)改正を受け、町会(町内会)発足		
11	10	『週報』創刊			
12	4	「防空法」成立			
	9	「防空法施行令」			
	10	「防空法」施行 「官庁防空令」施行			
13	2	『写真週報』創刊 「防空通信規則」施行			
	3	「国家総動員法」可決			
	4	「灯火管制規則」施行 「訓練防空警報規則」施行	神戸市社会教育課が隣保組織要綱を作成 (『神戸市公報』S13.4.15)		
	6	「防毒資機材取締規則」施行			
14	4	「防空建築規則」施行 「警防団令」施行			
	9		内務省訓令十七号「部落町内会等整備要領」		
15	10		文部次官「常会ノ社会教育的活用並指導ニ関スル通牒」		
	12	内閣「情報局」設置 「退去、避難及退避指導要領」制定	「神戸市町内会等設置規程」公布 「町内会規約準則」発布		
	1		「神戸市町内会等設置規程の解説」を掲載 (『神戸市公報』S16.1.25)		
16	7	「防毒資機材取締規則」改正	『週報』に「常会の真」新設	『神戸市公報』廃刊	
	8			「神戸市民時報発行規程」施行 「神戸市民時報発行事務取扱規程」施行 『神戸市民時報』創刊	
	9	内務省「防空局」設置			
	10	情報局「時局防空必携」発刊			
	11	「防空法」改正	「常会定例日設定要領」制定	神戸市民時報号外(S18.11.28) 「十二月一日の常会は「反省常会」	
	12	日米開戦(真珠湾攻撃) 「防空法施行規則」施行 「防空従事者扶助令」施行 「防空監視隊令」施行		神戸市民時報号外(S16.12.9) 「告諭第二号」	
	17	2	「戦時災害保護法」公布		
		4	日本初空襲 「防火改修規則」施行 「防空建築規則」改正		
		5	「船舶防空監視令」施行		旬刊(月3回)から週刊発行へ変更
		7	内務省「防空退避施設指導要領」制定		
		8		町内会・部落会、隣保班等を大政翼賛会の下部組織とする 閣議決定	
	10		「町内会消費経済施設整備ニ関スル件通牒」 「町内会消費経済部設置要綱」		
18	2		「神戸市町内会等設置規程」改正	神戸市民時報号外(S18.2.27) 「町内会役員選任方法改正」	
	6			神戸市民時報号外(S18.6.5) 「露天待避壕を掘りましょう」	
	7			神戸市民時報号外(S18.7.22) 「防空待避所を一速に整備しましょう」	
	9	文部省「学校防空指針」決定		神戸市民時報号外(S18.9.17) 「町籍簿整備に就いて」	
	10	「防空法」改正	大政翼賛会中央本部及び同都道府県支部に町内会・部落 会指導委員を設置		
	11	内務省直轄「防空総本部」設置		神戸市民時報号外(S18.11.15) 「出陣学徒壮行会挙行」	
19	12			神戸市民時報号外(S18.12.27) 「地区配給開始、実施場所」	
	3			神戸市民時報号外(S19.3.30) 「敵機撃滅 郷土死守」	
	12			12月末号休刊	
	20	1			週刊から旬刊(月3回)発行へ変更
		2		内務省地方局長「町内会部落会等ノ指導ニ関スル件通牒」	
		3			3月下旬号休刊
		4			4月上・中旬号休刊 神戸市民時報号外(S20.4.27) 「六区制実施に就いて」
		6	「義勇兵役法」可決		6月中・下旬号休刊
		7	『写真週報』廃刊		
		8	防空総本部「新型爆弾に対する心得」発表		8月下旬休刊
		8	終戦		
		8	灯火管制解除(8.20) 防空総本部長官「防空実施の終了」発令(8.22)		
8		『週報』廃刊			
9			9月上・中旬休刊 第181号巻頭「神戸市民に告ぐ」		
10			『神戸市民時報』最終第184号発行		
11		「神戸市町内会等設置規則」第7条改正	『神戸市民時報』最終号外発行、廃刊		
11			『神戸市公報』復刊		
12		内務省「町内会部落会等ノ運営指導ニ関スル件通牒」			
21	1	「防空法」廃止			
	4		「神戸市町内会等設置規則」全面改正		
	9	「生活保護法」公布 (「戦時災害保護法」廃止)			
	1		連合国総司令部の命令を受け、隣組ならびに町内会・部落 会およびその連合会の廃止を閣議決定 内務省訓令第四号「内務省訓令十七号部落町内会等整備 要領」廃止		
3		内務省発地第三九号「町内会・部落会等の措置について」			

長が区域の全戸、又は隣保の代表者である隣保世話係もしくは組を束ねる組長を招集して開催し、その下部組織である隣保常会は隣保世話係が隣保内の全戸を集めて開催するものだった。国の『週報』掲載の常会徹底事項の内容は『神戸市民時報』により各町内会隣保組織へ、そして常会を通して各世帯に周知徹底された。これらの縦のつながりを築いて、市は市民生活の統制・監督を図った。

『誰が読んでもよく判る模範隣組と常会のやり方』<sup>29)</sup>によると、常会は仕事や家業が終わった夜間に1~2時間程度で開催されることが多く、場所は共同施設や持ち回りで各家の軒先にするなど様々であった。月に1~2回開催される一般常会のほか、予定外に開催される臨時常会、青年常会や婦人常会など参加者の属性で分けられるもの、早朝常会や徒歩常会など形態や場面が通常と異なる特殊常会も存在した。

常会には司会者、通知係、会場係、記録係、会計係を設けることが一般的とされていた。会場係は会場主が担当し、記録係は記録簿に当日の出欠状況や内容を記入、通知係は翌日に欠席者へ報告を行う役回りであった。常会では組員が月に10銭程度の納入金を持ち寄り、会計係が会計簿に記帳して管理された。集められた会費は、会場に使用する旗や提灯など平時用品、消火器・防毒面などの非常用品の購入、運動会などのイベント開催や慶弔などに支出されたほか、貯蓄国策協力のための貯金をし、常会費で国債や報国債券を買って共同保管することもあった。なお、一般的な常会では、茶菓子等は出さず、座布団などは個人で持ち寄り、会場費のかからない場所を選ぶなど、開催経費をできるだけかけずに節約することが望ましいとされていた。

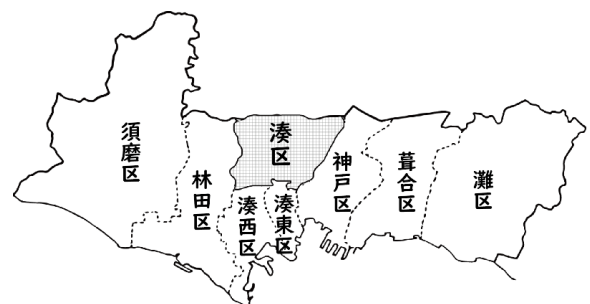
1941(昭和16)年11月に政府から「常会定例日設定要領」が示され、常会定例日の全国

的統一化が行われた。市町村常会を毎月20~25日に町内常会・部落常会と併せて開催し、その後に隣保常会を開催することになった。政府の意思を地方、末端へ通知徹底するため、統制が厳しくなったのである。

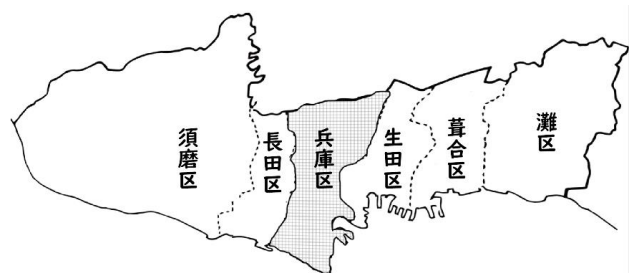
#### 4-3 町内会隣保組織の優良事例と位置付けられた神戸市湊区

常会開催の参考資料が発行されていくなかで、『都市の隣保協同組織と常会』<sup>30)</sup>をはじめに複数の冊子で、神戸市湊区が先駆的な事例として取り上げられた。

神戸市湊区は、神戸市が8区制となった1931(昭和6)年時点で面積6.96km<sup>2</sup>、人口46,700人<sup>31)</sup>の区である【図6】。その後、1945(昭和20)年の再編成により市内6区制となった際、戦災による中心部の人口減少を理由に湊区は湊東区、湊西区と併せられ、兵庫区となった【図7】。1941(昭和16)年発行の『新体制下の常会』によれば、当時の湊区では、5



【図6】8区制の神戸市(昭和6年~)  
『新修神戸市史 行政編1』掲載図を基に作図  
※昭和8年、湊西区は兵庫区に改称された



【図7】6区制の神戸市(昭和20年~)  
『新修神戸市史 行政編1』掲載図を基に作図

～7世帯を1隣保、6～8隣保（約50世帯）を1組、10組（約500世帯）を1部としており、その上部組織の町会は1～7部（約500～3,500世帯）を束ねていた。

同書では、湊区が都市部での町内会隣保組織整備の先駆例として紹介された。都市部での町内会隣保組織の整備は農山村地域に比べて整備が困難であると言及されており、湊区は新しい住民が増えており、地域コミュニティの希薄さから区内の治安も不安定であったと書かれている。それを改善した事例として、1935（昭和10）年に湊区長に就任した道添哲夫が同年6月に制定した以下の区是では、区、町会、部、組、隣保、世帯それぞれのレベルでの常会運営徹底が取り上げられた。区をトップにした組織連携を築き、区是によって地域共同体の使命を明示徹底したことで、湊区の町内会隣保組織は実践的な組織として活動が活発になったと道添は述べた。

[神戸市湊区 区是]

- 一、日夕皇室を敬い神仏を礼拝し、報恩崇祖の美風を顕揚すべし
- 二、互に其の長所を発揚し、共存共栄の精神を貫徹すべし
- 三、各々階級会派を超越し、協同社会の実現を期すべし
- 四、大和民族の大精神を発揮し、区即家庭の実を揚ぐべし
- 五、情を経とし、文化を緯とし、理想郷土の建設に邁進すべし

『新体制下の常会』<sup>32)</sup>では、湊区の組織整備後の成果として、①敬神崇祖の念昇揚、②国策順応・物資愛護・貯蓄奨励、③体位（体力）の向上、④（隣近所・団体同士の）摩擦の減少、⑤時間の励行、⑥犯罪防止、⑦衛生思想の普及、⑧災害に対する活動状況の8点を挙げた。

⑧の災害とは、1938（昭和13）年7月の豪雨により神戸市や阪神地区で発生した大規模な水害（阪神大水害）である。『湊区水害誌』（神戸市湊区・神戸市湊区教化協同会編、1939年）によると、7月5日に突如豪雨に襲

われ、各地で川の氾濫や土砂崩れが発生し、当時の神戸市区内で64万人（全人口の約67%）が被災、家屋被害は139,000戸（総戸数の約68%）に上った。湊区は「市の中央部山麓に位し、被害最も激甚を極めたる地区であり、浸水の如きは殆んど区内全般に及んでいる状態」であった。区内の死亡者89名、負傷者217名、家屋被害は3,756戸（総戸数の約34%）、うち全壊1,720戸、流失308戸、半埋（流・壊）788戸、浸水940戸であった。区内では奉仕団が結成され、町内会・衛生組合・婦人会等の多くの団体が救出活動や泥掻き等の復興活動に参加した。同書では団体や地域ごとに被害状況や奉仕活動の記録がまとめられている。その中の平野町会の記録には、水害発生翌日からの活動の開始について、「元来この町は防空訓練に於ける商店街模範地域として全国に有名」で「燈火管制時に於ける商店設備」の先駆けであると記されている。町内会の団結力と機動力が日頃の防空活動によるものであると評価されたことがわかる。『神戸市民時報』でも防空訓練や町内会活動の熱心な事例は模範的として紹介された。

水害時の共助活動について、『都市の隣保協同組織と常会』には、日頃からの隣保活動により「どこそこには、誰が居る」ことを把握していたため円滑な避難誘導が行われたと記載があるほか、「特に隣保の出動を促したわけではなかったのに、殆ど総ての家」の住民が泥掻きなどの復旧活動に従事した話が掲載されている。

湊区の町内会・隣保組織を同書では「隣保と防空演習（連鎖常会）」の事例として、常会の実況【資料3】と、「婦人常会実施の一例」として湊区の別の常会が掲載されている。

【資料3】の実況では、3つの隣保の人々が集い、防空設備（防毒面）の購入について話し合っている。冗談を交え、気兼ねない会話が記

されており、和やかな雰囲気は想像できる。『新体制下の常会』ではこの実況について、常会は問題が発生したときにいつでもどこでも開催すればよいものであり、形式にこだわる一般的な認識を変える実践的な例だと紹介している。また連鎖常会の開催を頻繁に行うことで、隣保間の意思疎通ができてきていることも評価している。命令系統としての縦の繋がりが重視された一方で、隣保同士の横の繋がりの希薄化に懸念があったようである。この実況は、1941（昭和16）年発行の『隣組と常会』にも「連合常会実施の一例」として転載された。

実況で話題となった防毒面とは、毒瓦斯弾などによる攻撃から呼吸器や目を守るために装着するマスクである。第一次世界大戦で化学兵器が多用されたことから、民間用の防空訓練にも用いられ、『神戸市民時報』でも装着方法の解説などの記事が見られる。防毒面には、覆面部と吸収缶と呼ばれる濾過層の役割をする部分が直結した直結式と、吸収缶をより大きく作り覆面部との間を管でつないだ連結（隔離）式とがあり、実況で取り上げられているものは後者である。ここに記録された常会の開催日時は不明であるが、掲載書誌『都市の隣保協同組織と常会』の発行された1939（昭和14）年以前であることはわかる。1941（昭和16）年度以降は内務省の統制指示により、重要都市市民は一人一個の市民用防毒面の配給を受けることが決まっていた。1942（昭和17）年8月22日付『神戸市民時報』第41号に「防毒面を備えましょう—第一回は一世帯一個だけ」、1944（昭和19）年7月1日付の第137号に「目下のところ防毒面は市より配給しているもの以外に入手の方法は絶対はない」と記述があるように、その後は市民が防毒面を購入することはなかったと推察される。

なお、防毒面については、1944（昭和19）

年10月30日時点の神戸市における市民用甲型防毒面整備状況一覧<sup>33)</sup>によると、14歳以上推計人口672,615人に対して421,000個（62.6%）を整備していた。同時期の大阪の71%に比べると低いが、対象市民の6~7割が手にしていたことがわかる。戦災資料として市民から寄贈された防毒面【図8】が複数あることは、大規模な配給が行われたためと考えられる。

#### 4-4 『神戸市民時報』と町内会隣保組織の変遷

『週報』の「各地に常会を見る」欄では全国各地から模範的な町内会隣保組織の事例を紹介しており、『神戸市民時報』の「町内会だより」欄は、その神戸市版ともいえるものであった。特定の町内会活動を取り上げて模範的であると紹介することで、どのような組織や活動を見習って行うべきかを周知し、市民の意識を高揚することを目的としたとみられる。

1943（昭和18）年10月16日付『神戸市民時報』第100号には、『神戸市公報』の時代から使われていた「町内会だより」の表題を「決



【図8】「一七式防空用防毒面」（神戸市所蔵）

戦調」という名前に変えて掲載した。そして同号には、今後「町会と隣保」欄を設ける旨が記され、そこで紹介する町内会の活動状況や美談を募集すると告知された。また、1944（昭和19）年6月17日付『神戸市民時報』第135号では、長引く戦時下での市民の疑問に答えるため「市民の声」という欄を設ける旨も見られた。以降、誌面にエッセイや童話の掲載など読みもの的な記事の掲載が目立ち、告知や情報提供以外の内容が増えている印象を受ける。

長引く戦時下の生活による影響は常会にも見られた。同年12月9日付『神戸市民時報』第160号には、常会に臨む態度が消極的になっているように見えるため、各世話係で工夫して意識を持って取り組んでほしいとの記事が掲載された。指摘ではなく、励ましのような文面であり、市民生活も、『神戸市民時報』の編集発行も厳しくなる様子が想像される。先述のように、『神戸市民時報』は第171号から2頁に縮小して発行されるようになり、第184号が最後となった。

町内会隣保組織は終戦を迎えたのち、1947（昭和22）年1月に占領軍の命により内務省訓令十七号「部落町内会等整備要領」の廃止が発表された。同年3月には内務次官から町内会・部落会廃止後の措置についての通牒があり、町内会長・部落会長・連合会長が担っていた行政事務を4月1日までにすべて市区町村に移管すること、主食の配給は町内会隣保組織等を通さず、行政から個々の消費者に対して行うこととなった。また、町内会隣保組織の廃止後に機能を引き継ぐ団体として、住民の自発的な任意団体の結成は差支えないことが伝えられた。それを機に衛生自治会、共親会、共助会など機能を分散して組織が立ち上げられ、さまざまな形や名前でも組織は存続し、引き継がれた。

1952（昭和27）年のサンフランシスコ条約

の締結による当該政令の失効によって、町内会隣保組織は再び認められることとなり、全国的に組織が再度立ち上がっていった。その後、神戸市では、昭和40年代から住民との対話や地域の活性化を目指して町内会・自治会と協力関係を築くようになり、1981（昭和56）年に「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）」を制定し、翌年からまちづくり協議会として各地域でまちづくり活動を行う組織の認定が始まった<sup>34)</sup>。

地域福祉センターを拠点に福祉活動を行うものは「ふれあいのまちづくり協議会」と呼ばれ、概ね小学校区単位で結成された。1985（昭和60）年からは「自主防災推進事業」により、その結成単位をもとに、当該地区の防災安全の向上を図る組織として「自主防災推進協議会」が神戸市内166地区に結成された<sup>35)</sup>。

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災で神戸市は大きな被害を受けたが、避難誘導、救助、救援、復興において、被災地域の自治会・町内会やまちづくり協議会が力を発揮した例があった。平時からの地域住民同士のつながりが倒壊家屋からの救助を迅速にし、その後も被災した住民同士がボランティアとして助け合った事例が、震災の検証報告やマスメディアの報道によって他地域に紹介された。このように地域の住民組織に関心が高まったことは、戦時中の湊区の町内会隣保組織の例と似ている。防空の時代とはその意味や位置づけが異なる部分があるが、防災における自助・共助・公助、市民が率先して地域を守る自主防災組織が注目された。

一方では、自主防災推進協議会においても救助・消火用資機材の整備と使用するための訓練が不十分であったことが課題として明らかになった。それを受けて神戸市では、消防局を中心として1995（平成7）年度から「防コミ」

と呼ばれる「神戸市防災福祉コミュニティ」のモデル事業を開始した。防コミは「市民、事業所と行政が協力しあって、安全で（防災）、安心して（福祉）暮らせるまちづくりを目指して、防災活動や福祉活動に取り組むコミュニティ」<sup>36)</sup>であり、自治会や婦人会、老人会、PTA等の地域活動を行う組織と、地域内の事業所や行政が協働するものである。地域で共有する資機材の助成や、防災訓練を消防局が指導するなどの支援が行われており、現在は市内全域の192地区で結成されている<sup>37)</sup>。

まちづくり協議会には、震災からの復興のため新たに立ち上げられた協議会もあった。現在、神戸市内には約2,700の自治会組織があり、うち約75%が自治会・町内会、約2%がまちづくり協議会となっている<sup>38)</sup>。

## 5. おわりに

戦時下において、町内会隣保組織が法的に位置づけられ、国、市、町内会隣保組織、そして世帯、個人と、縦の命令系統が築かれた。国から『週報』を通じて発信された防空意識啓発の事項が市から『神戸市民時報』として発信され、町内会隣保組織の活動である常会と回覧によって市民一人ひとりにまで周知徹底された構図が見て取れた。周知された内容を見ていくことで、国と神戸市、市内の町内会隣保組織などの規模の異なる集団組織に属して果たすべきと位置付けられた、防空の役割と具体的な活動内容が明らかになった。市民が集う場であった町内会隣保組織の常会で啓発された防空活動は、戦時中の市民生活において、特別なものではなかった。

また、本稿における検討から、戦時下に形成された町内会隣保組織と、現代の神戸市都市部の地域コミュニティ活動への展開が、戦後のまちづくりにおける担い手の形成と関係深かつ

たことも分かった。防空と防災は、その原因こそ戦争と自然災害と異なるが、人が生活を守るために共同体の中で役割を担い、社会生活を営もうとし続ける姿勢は変わらない。

神戸市における、戦争による記憶や記録を伝える活動は、市民の手で現在も行われ、市でも戦災関連資料の収集が続いている。活動で伝えようとする事物とともに、資料やそれが引き起こす表象、生活の場である地域やそのコミュニティに残り、変化しつつ伝わっている事物にも着目し、今後もさらなる資料調査・分析を進めたい。

(神戸市公文書専門職員)

## 註

- 1) 長志珠絵・小城智子・佐々木和子編『神戸空襲を記録する会関係資料集1 神戸から・神戸へのてがみ一疎開児童と家族の1945年』、神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、令和1年。長志珠絵・小城智子・佐々木和子編『神戸空襲を記録する会関係資料集2 記憶をつづる—<神戸大空襲体験記>を次代に』神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、2020年。長志珠絵・小城智子・佐々木和子編『神戸空襲を記録する会関係資料集3 常設展示空襲下の神戸—兵庫図書館戦災記念資料室から』神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、2021年。長志珠絵・佐々木和子編『2021年度神戸大学地域連携報告書(神戸空襲を記録する会関係資料集4 空襲下の神戸—日々の記録から』神戸空襲を記録する会・関係資料集編集グループ、2022年
- 2) 『神戸平和マップ 私たちの街にも戦争があった』神戸平和マップをつくる会、2019年
- 3) 『わたしが子どものとき神戸で空襲があった』神戸の戦争孤児の記録を残す会、2022年
- 4) 「神戸における民防空の壊滅」洲脇一郎『神戸親和女子大学研究論叢 第53号』神戸親和女子大学、2020年
- 5) 「防空思想ノ普及徹底ニ関スル件」1937(昭和12)年12月15日。『防空関係法令及例規』1942(昭和17)年3月 内務省防空局
- 6) 『官報』第2937号、1936(昭和11)年10月14日
- 7) 「週報普及依頼ノ件」『通牒\_枢密院文書・宮内省往復・稟議・雑書・昭和十一年』1936(昭和11)年

- 8) 雑報 662 号「「雑報」から「週報」へ」『官報』第 2931 号、1936（昭和 11）年 10 月 7 日
- 9) 「情報委員会設置ニ付関係勅令案起案上申方法制局長官宛依命通牒ス」『公文類聚・第六十編・昭和十一年・第三卷・官職一・官制一（内閣）』より 1936（昭和 11）年 5 月 28 日
- 10) 『写真週報』第 2 号、1938（昭和 13）年 2 月 23 日
- 11) 『市政週報』（号外）東京市、1939（昭和 14）年
- 12) 江波戸昭『戦時生活と隣組回覧板』中央公論事業出版、2001 年
- 13) 伊藤博『新体制下の常会』第一公論社、1941 年
- 14) 『神戸市公報』1941（昭和 16）年 3 月 31 号
- 15) 『神戸市民時報』第 180 号、1945（昭和 20）年 8 月 15 日（配布されず）
- 16) 『官報』第 3074 号、1937（昭和 12）年 4 月 5 日
- 17) 「時局防空必携（昭和 18 年改訂）」『週報』353 号、1943（昭和 18）年
- 18) 『神戸市史第三集 社会文化編』神戸市、1965 年
- 19) 『神戸市民時報』第 172 号、1945（昭和 20）年 5 月 5 日
- 20) 註 19 に同じ
- 21) 『神戸市民時報』第 123 号、1944（昭和 19）年 3 月 25 日
- 22) 『昭和十八年改訂 時局防空必携解説』内務省防空局、1943 年
- 23) 『神戸市民時報』第 178 号、1945（昭和 20）年 7 月 5 日
- 24) 『神戸市民時報』第 73 号、1943（昭和 18）年 4 月 10 日
- 25) 「改定 時局防空必携解説」『神戸市民時報』第 93 号、1943（昭和 18）年 8 月 28 日
- 26) 藤田弘夫『日本都市の社会学的特質』時潮社、1982 年
- 27) 「神戸市町内会等設置規程」1940（昭和 15）年 12 月 28 日告示甲第四〇号、第一条
- 28) 「創刊に際して」『神戸市民時報』第 1 号、1941（昭和 16）年 8 月 11 日
- 29) 村田亨『誰が読んでもよく判る模範隣組と常会のやり方』清水書房、1941 年
- 30) 中央教化団体聯合会編『都市の隣保と常会』中央教化団体聯合会、1939 年
- 31) 新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史 行政編 I 行政のしくみ』神戸市、1995 年
- 32) 註 13 に同じ
- 33) 神戸市防衛本部指導課「市民用防毒面書類」綴
- 34) 註 31 に同じ
- 35) 神戸市 HP「防災福祉コミュニティの概要」  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a10878/bosai/shobo/bokomi/about.html>（2023 年 6 月 10 日最終閲覧）
- 36) 『市民防災リーダーテキスト』神戸市、2022 年
- 37) 註 35 に同じ
- 38) 『自治会活動ハンドブック』神戸市、2023 年



【資料 1】

「神戸市民時報発行規程」

昭和 16 年 7 月 19 日

告示甲第一五号

改正 昭和 17 年 5 月 21 日告示甲第二六号

第一条 市政を一般市民に周知せしむると共に下部組織の指導育成の資料たらしめ以て市民生活の刷新向上に資する為神戸市民時報（以下時報と称す）を発行す。

第二条 時報は毎週土曜日を發行す但し必要あるときは臨時に附録又は号外を發行し又は休刊することあるべし。

第三条 時報は隣保其の他市長の必要と認むるものにこれを配布す。隣保に配布したる時報は之を各戸に回覧すべし。

第四条 時報を有償頒布する場合に於ける価格左の如し。

一 一部 三銭

二 一年 一円

附則 本規程は昭和十六年八月二日より施行す。大正十年四月告示甲第六号神戸市公報発行規程は之を廃止す。

【資料 2】

神戸市民時報発行事務取扱規程

昭和 16 年 7 月 19 日

訓令甲第二八号

改正 昭和 17 年 5 月 21 日訓令甲第一八号

第一条 各局、部（電気局の部を除く以下同じ）、課（部に属する課及び電気局の課を除く以下同じ）及区役所の所管事項にして一般市民に対し文書に依り周知せしむべき必要のものある場合は神戸市民時報（以下時報と称す）に依るべし。但し特別の自由あるときは此の限りに在らず此の場合に於ては総務部長の合議を経て市長の決裁を受くべし。

第二条 各局、部、課及区役所に情報委員を置き局、部及区役所に在りては其の庶務を主管する課長、課に在りては当該課長を以て之に充つ。情報委員は所属局、部、課又は区役所に於ける時報登載資料を時報発行定日の前週土曜日迄に総務部庶務課長に送付すべし。但し急施を要するものあるときは其の事由を具し其の都度之を送付すべし。

第三条 各課（部に属する課及電気局の課を含む）及区役所に情報主任を置き所属局部課長又は区長之を命免す。局部課長及区長前項の命免を為したるときは直に其の職使命を総務部長に通知すべし。情報主任は上司の指揮を承け其の課又は区役所に於ける時報登載資料を取纏め所属局、部、課又は区役所情報委員に回付すべし。

第四条 時報登載資料の取捨、加除、訂正、登載順次、分載等は総務部長之を決定す。附則 本規程は昭和十六年八月二日より施行す。

昭和十一年四月訓令甲第四号神戸市公報発行事務取扱規程は之を廃止す。

【資料3】

中央教化団体聯合会編『都市の隣保と常会』  
中央教化団体聯合会、1939（昭和14）年

八、常会実況

1. 隣保と防空演習（連鎖常会）

- 第一隣保世話係
- △ 第二隣保世話係
- × 第三隣保世話係

場所 西洋洗濯屋の店の間、六畳、四畳半間の硝子障子を外している玄関口である。

○「×さん、あんたはんから一つ」

×「ようございます。では皆さん、急にお呼びしまして恐縮でしたが、実は今日第二隣保の藤森さんの若い衆が、青年学校の方で防毒面を借りてきて下さったものですから一つその実物を見乍ら、皆さんで研究をして頂き度いと斯様に思ひまして、御集り願ったのであります。

連鎖会に致しましたのは、何しろ明日はやこれを学校の方へお返しせねばならぬ事になって居ります為、少しでも沢山の方に見て戴く方が良いと思ったからです。」

△「では、藤森さん一つ、その防毒面のご説明を願えませんか。」

藤森「宜しゅう御座います。それより林先生、先生が一つその原理原則から御話し願ったらよいと思うのですけれど…何しろ先生は外科のお医者さんであり、取り分け分会の防空訓練では防毒班長さんなんですから。」

林「成程、では、皆さん、私から一つ御話申しましょう。大体、毒の種類には、種々あるんですが、先ず第一に呼吸器を犯して窒息せしめるもの、皮膚を侵して糜爛せしむるもの、嚏を起し涙を出すもの等あります。此の中皮膚に対する防毒は護謨で作った、防毒衣を纏うか、でなければ、防毒室の中に入るかして、避けるのでありまして、呼吸器を犯すものを、この防毒面で防ぐのです。第一防毒室に入って居ましても、防毒蚊帳に隠れま

しても、其の儘で、何時迄も、その中に、みんなが居る訳に参りません、畳一畳に人一人が、三時間位の耐久力しかないと致しますと、その間に主婦や女中さんは食事の用意もせねばならず、子供の小用も足さねばならぬのです。出たり、入ったり、する人はどうしても、この防毒面が要る訳でありまして、今回の様に防空訓練が始まりますと、私共はこの防毒面の必要を余計に痛切に感じるんです。」

藤森「林先生のお話で、大体お解りの事と思ひますが、この防毒面は連結式防毒面でありまして、この外に直結式と言うのがあります。直結式は綿花と木炭を粉にしたのを混ぜまして、壇の中に入れ、壇の底を縫って、呼吸が出来るようにしたものを、考えなされると、良い訳で、連結式はそれをもっと複雑完全にしたものなんです。まあこれを解いて見ますから皆さん御覧なさって下さい。」

×「さあ、皆さん、順々に廻してよく見なさい」

△「村田さん一つ、つけて見せて下さい」

村「こんなばあさんが—ごめんごめん」

△「いやどうも、これは却って婆さんに良く似合うそうですよ」

村「一生一度の仕事の様ですね。皆さんに頼まれるとなると、一つ引受けますかねエ」

×「ええの、大仕事の様ですが、まあつけて見て下さい。割合軽いもんですよ、ハハハハ」

みんな「ハ、ハ、ハハハハ」

甲「聞えまっか、村田の婆さん（一寸小声で）あんたのお鼻に一寸似た所がある。…」

みんな「ハ、ハ、ハ、ハ、ハハハハ」

村「さっぱり何も聞えんような、気がしまんなア」

乙「それさえつけると何だったか、……どんな毒気も、べっちょ（別状）おまへんか」

林「そうです。これさえつけていると、呼吸器を侵す毒は、絶対大丈夫ですよ」

乙「なんぼ（いくら）位しまんね？」

林「さあこれが一個、今なら、十四五円しますかな、直結式のものなら、五六円であります、けれども」

乙「一つの隣保に、二つ程、その長い奴を、買うたらどないです。三十円としても四円宛位でよろ

しいやおまへんか、何やったら、春の遠足会費でも出したら、どないです。こんな、時勢やよってに、遠足も遠足やが、一いついつ、この空へ、夜の飛行機が来るや、解らんと言うことになると、物騒でその方がヤッパリ大切だっせ」

T「そうですねあ、うちの隣保は皆で何人かいな……。」

O「三十二人」

T「そうそう、三十二人やさかい、二つでは足らんなあ、防毒室が二つ、一つに二個とすると、四個いるがな。」

乙「兎に角、今度一ぺんに揃えでもよいですがな、今度は二個、次の防空訓練に又二個と、ふやして、行けばよろしい」

×「皆さん、どうです、あんな意見が出ているのですが」

O「第一隣保はどうしますかな」

「皆さん、第一隣保とか、第二隣保とかいう、事なしに、一つ、三隣保共に揃うて買おうじゃありませんか、一つ一つ買うより、六個も揃えば、値段も、ちっとは安うつきましよう」

「それに、個人で買う人も、あるでしょうからねえ」

×「では、皆さん、買うことにしましよ、取敢えず隣保として、二個宛、それに個人で要る人はありませんか。」

「私の所には、若い者も沢山居ますので、二個だけ特別に一つお願い致しましよか」

×「よろしゅう御座居ます」

「私も一つ頂きましよう」

×「もうありませんか」

「……………」

×「ではまあ、本日は、この位にしておきましよう。それで、買いには私が参りますから何れ、お手許にもって参ります」

「では皆さん、御苦勞様でした、防空訓練には特別一同心を揃えて立派な成績を挙げたいと思います。何卒よろしく。」

O「一寸終りに気流旗を隣保に一つ宛作り、つける事になっていますが、あれはだんだん聞いて見ますと可成細い旗の方がよいとの事を聞きまし

たから各戸にお備えつげになるにしても御参考にして下さい。」

△「左様なら」

「左様なら」